

子育て支援情報

<5月15日(火)~6月15日(金)>

■問い合わせ

子ども幸福課子育て支援係
TEL(23)8932

子育てサロン ★開設時間 9:00~12:00		赤ちゃんから就園前までのお子さんと保護者の交流の場です。	
子育てサロン かねだ (金田北地区公民館)	開設日	火曜日	★休館日 6/12
子育てサロンのざき (うすばアットホーム)	開設日	木曜日	
子育てサロン かわにし (川西高齢者ほほえみセンター)	開設日	月・水曜日	
つどいの広場 ★開設時間 9:00~14:00		就園前のお子さんと保護者が交流を図りながら育児相談などを行うための場です。	
つどいの広場 県北体育館 (県北体育館幼児体育室)	開設日	火・木・金・第2土曜日	★休館日 6/7
つどいの広場 さくやま (旧さくやま保育園)	開設日	月・水・金・第4土曜日	
子育て支援センター ★開設時間 9:00~12:00 13:00~16:00		親子交流の場の提供や子育ての悩みに関する相談・適切なアドバイスを行います。 ※電話相談も受け付けております。	
すみよし子育て支援センター (子育てプラザ館)	TEL	(23)8728	毎週 月~金曜日 開設日 
しんとみ子育て支援センター (しんとみ保育園)	TEL	(22)5577	
ゆづかみ子育て支援センター (ゆづかみ保育園)	TEL	(98)3881	
くろばね子育て支援センター (くろばね保育園)	TEL	(59)1077	
【お願い】施設の利用にあたっては、ケガや事故防止のため、お子さんから目を離さないようお願いします。			

軽自動車税減免のお知らせ

身体が不自由であったり、心身の発達や精神に障害があったりするため使用される軽自動車については、一定の要件のもとに軽自動車税が減免されます。

税

- 対象となる車両
 - ・障害者が所有し、障害者本人が運転する車
 - ・障害者または障害者と生計を一にする方もしくは常時介護をする方が所有し、生計を一にする方もしくは常時介護をする方が運転する車
- 申請する期間
 - ・軽自動車税納税通知書が届いてから(5月11日(金)発送、軽自動車税納期限(5月31日(木))までに申請してください。
- その他
 - ・申請期間を過ぎると、減免を受けることができません。
 - ・減免の対象は、普通自動車などを含めて1人1台です。
 - ・普通自動車については、大田原県税事務所(TEL 23-4172)にお問い合わせください。

申請窓口・問い合わせ

湯津上支所総合窓口課
 TEL (23)8785
 TEL (98)2111

●減免の対象となる障害の範囲

- ・身体障害者手帳の交付を受けていて、一定の要件に該当する方
- ・戦傷病者手帳の交付を受けていて、一定の要件に該当する方
- ・療育手帳の交付を受けていて、障害の範囲が「A」「A1」「A2」の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級の方
- ※該当要件や詳細はお問い合わせください。(ホームページにも載せてあります。)

●申請に必要なもの

- ・手帳(身体障害者手帳・療育手帳など)
- ・運転する方の運転免許証
- ・軽自動車税納税通知書
- ・印鑑

●申請する期間

軽自動車税納税通知書が届いてから(5月11日(金)発送、軽自動車税納期限(5月31日(木))までに申請してください。

●その他

- ・申請期間を過ぎると、減免を受けることができません。
- ・減免の対象は、普通自動車などを含めて1人1台です。
- ・普通自動車については、大田原県税事務所(TEL 23-4172)にお問い合わせください。

申請窓口・問い合わせ

湯津上支所総合窓口課
 TEL (23)8785
 TEL (98)2111

黒羽支所総合窓口課
TEL (54)1114

市民税・県民税に適用される税制改正

年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、扶養控除の対象となる扶養親族は年齢16歳以上の扶養親族となりました。

○年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除については上乗せ部分(12万円)が廃止され、一般扶養控除(控除額33万円)となりました。

これに伴い、特定扶養親族(控除額45万円)の範囲が、扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の扶養親族となりました。

○扶養控除および配偶者控除に適用されていた同居特別障害者加算の特例措置については、加算額(23万円)の対象を特別障害者控除(控除額30万円)に振り替え、特別障害者控除に適用する同居特別障害者の加算額に改められました。(合計控除額53万円)

○上場株式等の配当および譲渡所得等に対する3%軽減税率(市民税1・8%、県民税1・2%)の特例が平成25年12月31日まで延長となりました。

○寄附金税額控除の適用下限が5千円から2千円に引き下げられました。

問い合わせ

税務課市民税係
 TEL (23)8725